

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

常陸太田市長

## 公表日

令和3年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	(手続の流れ) 1出生・転入等により, 受給権者から認定請求及び必要書類を受理。 2認定請求受理後, 審査し, 適正であれば認定し, 不適正であれば却下。 3認定後, 手当支給(年3回(10, 2, 6月))。 4認定期間中, 以下の事象が発生した場合は, 手続が必要。 ・転出, 受給者死亡等の場合 : 消滅届 ・出生, 年齢到達等 : 額改定届 ・住所変更, 氏名変更等 : 変更届 5全受給者の現況届收受・審査(毎年6月) 適正であれば継続, 不適正であれば消滅。 なお, 未提出の場合, 差止可。 (手続方法) 申請, 届出等については, 窓口によるもののほか, サービス検索・電子申請機能による方法も可能とする。
③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能(マイナポータル), いばらき電子申請届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳ファイル 2. 児童台帳ファイル 3. 支給台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項, 別表第一56の項 ・児童手当法第7条第1項, 第26条及び児童手当法施行規則第1条の4第2項第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号, 別表第二26, 30, 74, 75, 87の項 ・児童手当法第7条第1項, 第26条及び児童手当法施行規則第1条の4第2項第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子ども福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 会沢 栄一	課長 榎 一行	事後	定期人事異動に伴う変更
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に対し手当を支給することで、家庭生活の安定に寄与することにより、児童の健全な育成に資することを目的とする。 (手続の流れ) 1出生・転入等により、受給権者から認定請求及び必要書類を受理。 2認定請求受理後、審査し、適正であれば認定し、不適正であれば却下。 3認定後、手当支給(年3回(10, 2, 6月))。 4認定期間中、以下の事象が発生した場合は、手続が必要。 ・転出、受給者死亡等の場合 :消滅届 ・出生、年齢到達等 :額改定届 ・住所変更、氏名変更等 :変更届 5全受給者の現況届收受・審査(毎年6月) 適正であれば継続、不適正であれば消滅。 なお、未提出の場合、差止可。	児童手当法に基づき、児童を養育している者に対し手当を支給することで、家庭生活の安定に寄与することにより、児童の健全な育成に資することを目的とする。 (手続の流れ) 1出生・転入等により、受給権者から認定請求及び必要書類を受理。 2認定請求受理後、審査し、適正であれば認定し、不適正であれば却下。 3認定後、手当支給(年3回(10, 2, 6月))。 4認定期間中、以下の事象が発生した場合は、手続が必要。 ・転出、受給者死亡等の場合 :消滅届 ・出生、年齢到達等 :額改定届 ・住所変更、氏名変更等 :変更届 5全受給者の現況届收受・審査(毎年6月) 適正であれば継続、不適正であれば消滅。 なお、未提出の場合、差止可。 (手続方法) 申請、届出等については、窓口によるものほか、サービス検索・電子申請機能による方法	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため。
平成29年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請届出サービス	事前	子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 榎 一行	課長	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	常陸太田市 政策企画部情報政策課 常陸太田市金井町3,690番地	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地	事後	組織改正及び標記修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年7月1日 時点	平成31年1月9日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月9日 時点	平成32年1月29日 時点	事後	
令和3年8月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7項, 別表第二26, 30, 74, 75, 87の項 ・児童手当法第7条第1項, 第26条及び児童手当法施行規則第1条の4第2項第8号	・番号法第19条第8号, 別表第二26, 30, 74, 75, 87の項 ・児童手当法第7条第1項, 第26条及び児童手当法施行規則第1条の4第2項第8号	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	令和3年1月27日 時点	事後	